



Title	相続をめぐる世代間の政治学 : フィリピン華人社会の事例から
Author(s)	宮原, 暁
Citation	EX ORIENTE. 1999, 1, p. 207-226
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100238
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

研究ノート

相続をめぐる世代間の政治学

フィリピン華人社会の事例から

*Arranged Succession and Transgenerational Politics among Ethnic Chinese in the Philippines :
A Case Study*

宮原 暁

Gyo MIYAHARA

大阪外国語大学言語社会学会誌

EX ORIENTE Vol. 1

1999

相続をめぐる世代間の政治学

フィリピン華人社会の事例から

*Arranged Succession and Transgenerational Politics among Ethnic Chinese in the Philippines :
A Case Study*

宮原 暁

Gyo MIYAHARA

1. 導 言

フィリピン華僑・華人社会（以下、単に華人社会とする）の遺産相続を特徴づけるものの一つに、生前贈与、すなわち上位世代が下位世代間への財産分与を任意に決定する遺産相続の方法があげられる。

このような遺産相続の方法は、漢族の「相続慣行」として一般に知られているものと著しい対照をなすばかりでなく、華人自らが語る相続の理念とも、大きく食い違っている。一般に漢族諸社会の相続は、「死後相続」「男子均分相続」あるいは「長子双分」を原則とするとされる。またパナイ島イロイロ市の華人社会を調査したオモフンドロも、そうした理念の存在をかの地の華人たちの間に確認しており、「生前、相続人を選んで相続分与を行うことは被相続人の死を彷彿とさせ、また均分相続の原則にも適っていないという理由で忌み嫌われている」と記述している [Omohundro 1976 : 262]。

本報告のねらいは、こうした華人の相続のあり方を、華人社会における世代交代、もっと言えば世代間の政治学のなかに捉えることにある。

華人社会の相続には、上位世代から下位世代への商業資本的な伝達に加えて、下位世代による上位世代の理念、ないし価値観の継承という側面がある。ここ

での理念や価値観は上位世代が華人社会に関して抱く理想像であり、喩えて言うならば、華人社会が「外部」(フィリピン社会)に対して存続するための遺伝情報である。しかしながら、こうした上下世代間の理念や価値観の継承には軌轢が伴う。下位世代が上位世代の価値観を体現するためには、両者の支配従属関係がなんらかのかたちで相対化されねばならないからである。

ひるがえって従来のフィリピン華人研究は、漢族研究の多くがそうであるように、「相続慣行」として人々が語るものに力点を置いて華人の相続を記述しようとしてきた [e. g. Amyot 1973, Omohundro 1976, 1981, 1986, Tan-Gatue 1955]。この傾向は、各々の研究者が相続の問題を、父系的系譜の「穏やかな」継承という枠組みのなかで、予定調和的に捉えがちであったことに由来している。本報告が世代交代をめぐる葛藤の中に相続を捉えようとするのも、このような先行研究のスタティックな見方に対する反省に基づいている。

とは言え、世代交代を研究対象とする場合、その時間的な長さが本質的な困難としてつきまとう。遺産相続は、とりわけそれが生前遺贈の末に、相続人どうしが争うような場合、十数年、あるいは数十年もの長きに及ぶことがある。限られたフィールドワークの時間のなかで得られるデータは、長期にわたる遺産相続のほんの断片に過ぎないのである。

このため華人の相続を世代交代に絡めて議論するためには、時間的制約をある程度克服し得るクロノロジカルなデータ (例えば裁判記録など) の集積が不可欠である。しかるに本報告で裁判記録の分析を行う紙幅の余裕はない。ここでは裁判記録の引用は最小限にとどめ、セブ市でのフィールドワークによって得られたデータ^①に、先行研究のデータ (とくにオモフンドロの一連の仕事) を加味することで、相続をめぐる世代間関係の政治学的モデルを仮説的に提示したいと思う。

2. フィリピン華人社会と「家」

具体的な相続の説明に入る前に、ここではまず遺産相続の舞台となる華人社

会の「家」(ka) [以下閩南語音韻表記はいわゆる教会ローマ字に従う] について概観しておきたい。

本報告で考察の対象とするフィリピン華人とは、さしあたり「歴史的なある段階に中国大陆からフィリピンに移り住んだ中国系移民、およびその系譜上の子孫で、国籍のいかんを問わず、今日、中国系として自他ともに認める人々」と定義できる [cf. McCarthy 1974: 1]。彼らの多くはフィリピン国籍を取得しているが、なかには中華民国や中華人民共和国のパスポートを持っていたり、米国やカナダの市民権・永住権を取得している者もいる。

今日、フィリピンには約80万人から90万人（全人口の1.5パーセント前後）の華人が居住していると言われ [Ang-See 1990: 1]、うち約9割が福建・閩南地域を出身地とする福建系華人、残る1割が広東系の華人である [See 1981: 225]。調査地であるセブ市には、そのうちおよそ約6パーセントにあたる約6万1000人（全市民65万人の約10パーセント）が居住している [陳 1994]。

華人の多くは木材、金物（機械、工具を含む）、米穀、その他雑貨などの卸・小売業に従事している。流通部門における華人の競争力は圧倒的であり、金物や木材、部品の卸売など特定の分野では9割方のシェアを占めるとさえいわれている。

こうした華人の商業活動の中心となるのが「家」である。「家」は世代的に最上位の家長を中心に、その妻や息子たち、さらに息子の妻子などから構成されている。理想的には、「家」は父系的な系譜関係が子々孫々に拡大されることが望ましいとされる。

しかしながら、父系親族による「家」の拡大は、上位世代である家長の理想であって、下位世代の願望は別のところにある。

華人社会の男性は資産や年齢、商店での地位（設立者であるか否か）などに応じて、社会的信用、すなわち「信用 (sìn-iōng)」を獲得し、そうした「信用」に応じて周囲の人々に対する誇りや、逆に、その個人に対する周囲の尊敬、役割期待などが生み出された結果、「面 (bin)」、すなわち面子を持つ。こうして個々の華人が「信用」を獲得し、「面」を持つために、彼らは各々の「家」＝商

店を持つ必要が生ずるのである。

華人社会において、家父長的権威は逆らうことのできない絶対的なものとされ、このため父や他の年長者が経営者として商店に残っている限り、息子たちや弟たちが各自の商店を設立することは、他の華人による非難の対象となる。

しかし、家長が亡くなるとなると話は別である。家長の死後、残された息子たちは各自が自分の商店を經營するために、あい次いで独立していく。後述するセブの事例2のほか、マニラの15の華人商店を調査したチェンは、継承を経験した8商店のうち、2商店で家長から長男、長男から次男の継承が観られたと報告している [Cheng 1979: 39-40]。

もちろん、世代交代に伴ってすべての華人が各自の商店を創立し得るわけではないが、華人の商業活動の中心となる「家」は、「信用」や「面」を得たいという下位世代の動機に基づいて任意に組織化され得るのである。

ここで下位世代が各自の商店を持つか、より広範囲の父系的系譜関係を含む商店を維持するかは、経営者個々の戦略にかかっている。規模の小さな商店は、各世代の子孫たちに商店の設立者となる機会を保障するかわりに、社会のなかでの「信用」は大きくない。一方、広い範囲にわたる父系的系譜関係の動員は商店そのものへの「信用」を絶大なものとするが、その半面、個々の子孫たちが各自の「面」を誇示する機会を奪いもする。

相続をめぐる世代間の政治学は、「家」を舞台に、上位世代の家父長的権威と、下位世代の「信用」や「面」に対する渴望が交錯するなかに繰り広げられるのである。

3. 相続と相続争い

すでに述べたように、フィリピン華人が語る「相続慣行」と実際の相続の方法との間には大きな食い違いが見られる。ここでは、まず「死後の相続」「男子均分相続」「長子双分」といった相続の理念との対比において、実際の相続の行

われ方を概観し、そのうえで上位世代による生前贈与の調整と、その結果生ずる不均衡に下位世代がいかに対処しているかについて論じてみよう。

（１）相続をめぐる理念と実際

①「死後相続」か、「生前贈与」か

本報告の冒頭でも示したように、華人の間には生前贈与を忌み嫌う考え方が存在しているにもかかわらず、多くの場合、生前贈与が行われている。彼らは「本当は死後相続すべきなのだが」としながらも、実際の仕方を受け入れているのである。

華人が生前贈与を正当化する際に、よくもち出されるのが「フィリピンの特殊性」である。例えば、「フィリピンでは相続税が高く、節税のため手段を講ずる必要がある」とか、「フィリピン相続法にある男女均分相続を回避するために、生前贈与する必要がある」といった言説がこの例である。また、法制度上の問題よりも、相続人の倫理を問題にして、相続人どうしのもめごとを回避するために生前贈与を支持する者もいる。こうした場合、「下位世代の華人がフィリピン国家法や訴訟の慣習を熟知するようになり、相続人どうしのもめごとが頻発するようになった」という認識が背景にある（後述事例５参照）。

一方、生前贈与に、より積極的な意味を求める者もいる。あるインフォーマントによれば、「家長の死後、遺産相続がなされることは、家長の早すぎる死を意味しており、若死や異常死が悪行の報いであるとする因果応報の観念から、その人物と商店の『信用』は失墜する」という。「生前贈与は、そうした周囲の憶測を回避するために必要な措置だ」というのである。

このような因果応報の観念とあい俟って、「死後相続」の理念は、むしろ、「生前贈与」を肯定する別の理念に置き換わりつつあると考えられる。「死後相続」が理念として命脈を保ち得ているのは、上位世代が「死後相続」のような「漢族の理念」を持ち出すことで下位世代に対する彼らの優位性を顕示する文脈においてであると言えよう。

②相続の均分性

「死後相続」と同様に、「男子均分相続」も「相続」に関する華人の理想を表明したものにすぎない。結果的に均分相続が行われたとしても、それは次の事例が示す通り、綿密な調整を経たものであることが多い。

【事例1】 製糖業を営むCは、生前、4人の子供（2男2女）のために4つの会社を設立し、各会社の株式をそれぞれ70パーセント、10パーセント、10パーセント、10パーセントに4分割したうえで、子供たちに株の持ちあいをさせた。すなわち長男がA社の株を70パーセント、B、C、D社の株をそれぞれ10パーセント所有し、長女がB社の株を70パーセント、A、C、D社をそれぞれ10パーセント所有するといった具合である。

4人の子どもたちが4つの会社の株を持ちあうことは、家長の死後も兄弟姉妹間での共同経営が維持されるようにとの配慮に基づくものである。同時に、この株の持ち合いによって、一つの会社が経営不振に陥っても、子供たちは別の会社の株式配当によって収入を得ることができる。また、万一、兄弟姉妹間で修復不可能な不和が生じたとしても、相手の会社の持ち株を売却することで、もめごとの拡大を食い止めることができるのである。

このような株の持ちあいの結果生じた均分相続は、家長を起点とした父系的系譜関係（この場合、娘も含んでいるが）が次世代においても求心力を維持しているという点で、確かに「家」の理想像を体現している。しかし、事例からも窺えるように、ここで「家」の理想像が具現化する理由は均分相続そのものよりも、むしろ、上位世代が下位世代の相続をコントロールしている点にある。そこで均分相続は、他の不均衡な相続と並んで、家長が相続分与を調整する選択肢の一つに過ぎない。要は「均分相続」という内容よりも、家父長的権威に基づく調整が行われるということの方が重要なのである。

③長子双分

同じようなことは「長子双分」、すなわち長男が他の兄弟よりも多くの相続を得ることについても言える。

オモフンドロによれば、イロイロの華人社会において「長男は家長の死後、『家』の長及び商店の長として父の役割を肩代わりすることが期待されており、他の息子たちに比べてやや多めに相続財産を受け取る」という [Omohundro 1976:263]。またマニラに居住する私のインフォーマントの一人は、「亡くなった人の長男のみならず、長男の長男、あるいは孫世代の最年長の男子も、特別な取り分を与えられることがある」と述べている。

「相続慣行」として華人が語る内容としての均分相続に、長男、長孫の取り分の追加が付加されるか否かは、たぶん華人の出身地によっていると考えられる。中国大陸の慣習法をまとめた『中國民事習慣大全』によれば、福建省晋江县の相続慣行に「長子双分」（長男が2倍とる）原則が見られるのに対して、同じく福建省厦門近郊の惠安县では諸子均分が一般的である [呉 1933: 継承 6, 15]（引用は項目名、頁数の順）。また、セブ華人の出身村落ではないが、福建省浦城県には、長子のみならず、長孫にも過分が与えられ、残余部分が諸子均分される相続慣行が存在している [Ibid.: 継承 14]。

しかし、いずれにしても、特別な取り分を長男・長孫といった親族内の序列と結びつけることは、漢族の相続を理解するうえで本質的ではないように思われる。中国大陸の漢族における長子双分について、フリードマンは祖先祭祀の継承との関連性を指摘しているが [フリードマン 1987:68]、このことから類推すれば、相続の特別な取り分を得るのは祖先祭祀の継承者であって親族内の特定の序列に属する人物ではないことになるからである。

フィリピン華人社会において父から息子の一人に継承されるのは祖先祭祀というよりも、父の商店である。父親の商店を継承するのは、何も長男に限ったわけではない。むしろ、家長の死後、長男から順次、次男、三男と商店を創立していき、結果的に残された末子がやむなく父親の商店の経営を引き継ぐといったことも少なくない。

【事例2】 Y商店は現当主であるAの父親によって1930年代に設立された。Aには兄が3人おり、長兄は購買養子であったため、ほとんど財産の贈与を受けなかったが、他の兄2人は、それぞれ相続財産を得てしばらくすると彼ら自身の商店を設立するために独立していった。現在、Aの商店はマニラに移った一方の兄の商店とは取引関係を維持しているが、セブにあるもう一方の兄の商店とは潜在的な競合関係にある。

こうした場合、相続の特別な取り分は、予め用意されているというよりも、不動産としての商店とそれに付随した物品類である。つまり、父の商店を継承した者の特別な取り分は彼が商店を承継いだ結果として譲渡されるのである。

(2) 生前贈与の調整

フィリピン華人社会では、家長による生前贈与の調整が、「相続慣行」として華人が語るもの以上に重視されている。こうした生前贈与の調整は、家長が経営手腕のある女子や養子に財産を贈与したり、逆に、実家の「信用」を失墜させる怖れのある実子への贈与財産を減らしたりすることを可能にする。以下、その実際を見ていこう。

①生前贈与の方法

華人社会において、相続人に対する生前贈与の方法は、フィリピン相続法の枠内での方法と枠外での方法に大別できる。

まず相続法の枠外の方法は、家長が相続人にごくわずかな代金で財産（土地など）を売却したことにする方法であり、贈与税・相続税を節税する方法として華人たちの間で広く知られている。次に示す事例は、最高裁判所の記録に見られるその一例である。なお引用する記録は『最高裁判所記録（注釈付）』（Supreme Court Reports Annotated [SCRA]）に基づくものとし、末尾のブラケットに発行年（巻数）およびページ数を記すこととする。

【裁判記録1】 ある華人の女性が娘に125平方メートルの土地を1ペソで売却した。その後、この娘が母親に暴言を吐いたために、母が譲渡を撤回し、今度は息子にこの土地を寄付する手続きをとった。これに対して、娘は母親を訴えた。1審の地域裁判所、2審の控訴院、最高裁とも、売買契約の有効性を訴えた娘の主張が認められた [SCRA 1985 (vol. 139): 133-138]。

形式的な財産の売却は、財産の贈与を相続法の枠外で行える利点を持っている。フィリピン相続法は相続人の資格を厳密に規定している。これに対して財産の売却による贈与は形式上、売買契約であるため、贈与の対象を相続法の規定する親族に限る必要はない。フィリピン相続法では男女の均分相続を原則としているが、この方法では相続法の規定にとらわれずに相続分与を調整できるのである。

一方、生前贈与を調整する相続法の枠内での方法には、遺言状の作成がある。

遺言状はフィリピン相続法 (Civil Code Book 3, Title 4 Succession, Arts. 774-1105, 以下同法の条項はフラドの記述に従うこととする) に定められた書式に基づいて自筆でなされなければならない [Jurado 1980: 34-44 (Arts. 784, 795)]。相続は遺言状の有無によって「遺言を欠いた相続 (intestate)」と「遺言を伴う相続 (testamentary)」に区別される [Ibid.: 15-16 (Art. 778)]。しかし、遺言状があったとしてもすべての財産が遺言によって相続されるわけではなく、遺言による相続の対象となるのは相続法が「遺言を伴う相続」に関して規定する自由裁量分についてである。すなわち、遺言状を伴う相続の場合、まず財産の半分が子供の数に従って均等に分割され、残りの半分の財産から子供一人あたりの相続分と同等の財産を寡婦ないし寡夫が受け取る。遺言状に従って分割されるのは、このような相続がなされた残りの自由裁量分である [Ibid.: 16-17 (Art. 779)]。

②財産の贈与

上に示したような方法を用いて、華人は女子や養子、非華人系フィリピン人

(以下、単に「フィリピン人」ないし「フィリピン系」と表現する)である第2夫人との間に生まれた子どもなど、「相続慣行」の上では相続分与の対象とならない者に財産を贈与する。以下、女子や養子、異母兄弟の間の相続について順に見ていこう。

(a) 女子の相続

既婚の実娘に対する相続分与は、中国大陸の場合と同様、フィリピン華人社会においても、婚姻の際の持参財に充てられると考えられており、彼女の男兄弟と同列に扱われることはないといわれる [cf. Omohundro 1976:263]。

しかし、実際には実娘に対する相続が行われる場合も少なくない。先に示した事例1以外にも、長年、実家の商店経営に携わってきた娘が相続分与を獲得することは多い。もちろん、実家の経済状況の制約はあろうが、商店経営への参加と本人の能力に応じて、女子への相続も贈与の調整によって可能なのである。

こうした家長の調整に基づく相続分与とは対照的に、実娘がフィリピン相続法上の権利として遺産相続を要求することは、社会的に非難的となる。オモフンドロは、「女性が生家からの相続財産を要求することは、婚家にとって面子を損なう原因となり、たとえ生家から財産分与の申し出があっても、婚家側は断るのが筋である」と記述している [Ibid.]。

また私のセブにおけるインフォーマントは、「華人の夫は妻の生家に支払った高額な婚資をとり戻そうとして、妻をして彼女の生家の財産を要求させることがあるが、そうした場合、夫は周囲からの非難の対象となる」と述べている。

既存の華人研究では、こうした女子相続の問題を、華人によるフィリピン相続法の受容という点から論じてきた [e. g. Jurado 1980:28, Omohundro 1976:265]。しかし、女子に対する相続は、家長による相続分与の調整の一環として考える必要があろう。

(b) 養子の相続

次に、養子の場合を見てみよう。フィリピン華人社会ではこれまで、様々な目的と形態による養子縁組みが行われてきた。

19世紀の半ばから1930年代にかけての養子は、当時、中国大陸北部の混乱を逃れて福建地域に流入してきた避難民から、子どもの監護権を買い取るかたちで行われた。こうした養子は労働力の確保とともに、実子の誕生祈願を目的としていた。「男子の養子が実子の出生につながる」と考えられていたのである。このため、かつてフィリピン華人の裕福な家庭の夫婦は結婚するとすぐに養子を購買したといわれる。

同様の目的による養子縁組みは、フィリピン人との間でも行われた。この場合も、多く養子となるのは男子である。フィリピン系の養子は実子の誕生祈願のため以外に、1950～60年代に経済ナショナリズム政策に対抗するうえで有効な方策となり得た。

一方、同じ養子縁組であっても、親族からの養子は、実子の誕生祈願や労働力の確保ではなく、親族による父系的系譜の継承を目的として行われる。このため親族からの養子は、長男を購買養子として迎えた後に、養子縁組されることが多い。

このようにフィリピン華人社会には様々な養子縁組の仕方が存在しているわけだが、これら性格の違う養子の中で、相続はどのような違いがあるのだろうか。

家長の死後、養子と実子が財産を相続する場合、両者の間には取り分をめぐる激しい争いが生じ得る。この点に関して、オモフンドロは、「購買養子の後に、実子が生まれる場合（特に養子が長男である場合）、養子と実子の間に相続をめぐる激しい争いが生じ……（中略）……養子の補償額が少ない場合、彼は法的に強い立場を利用して、フィリピン司法制度に訴えることもある」と述べている [Omohundro 1976: 269]。

一方、家長が生前贈与を行う場合には、次のような事例も見られる。

【事例3】 ある兄弟が商店を共同経営していた。兄は息子の一人を弟の長男として養子縁組し、彼と彼の弟（養子の実父と養父）の財産のほとんどすべてを、この養子に生前贈与した。養子の実父と養父には、他にも子どもがいたが、実父の他の息子たちが「怠惰」で「経営能力がない」と判断されたことと、養父

の他の子どもたちが幼かったことから、この養子に財産が委ねられた。

【事例4】 あるインフォーマントは彼自身、養父母が実子の誕生を願って、フィリピン人から購買された養子である。彼の養父母は結局、子どもに恵まれず、購買養子が経営のトップに立つことに危機感を持った親族によって次男の養子縁組が行われる。しかし、購買養子である長男は、セブにおける傑出した経営者として養父の商店を切り盛りしており、財産分与の面でも親族からの養子である次男と同等に厚遇されている。

これら二つの事例に見られるように、家長が生前贈与を調整する場合、家長は女子への相続分与と同様、養子・実子の区別なく、任意に財産を与えることができるのである。

(c) 異母兄弟の相続

フィリピン華人社会の年輩者の間には、中国系の女性とフィリピン系の女性を同時に妻帯している「双頭家」がしばしば見られる⁽²⁾。こうした「双頭家」には、二人の妻が中国大陆（多くは香港）とフィリピンに分かれて居住する場合もあるが、どちらもフィリピン国内に住む場合も少なくない。

「双頭家」における中国系女性の妻とフィリピン系女性の法的地位は、通常、前者が外国人登録上、あるいは華人の認識上、公式な配偶者とされるのに対して、後者は「慣習法上の結婚」(common-law marriage/union) による配偶者となっている [Amyot 1973: 131]。このため前者が公式の結婚による配偶者として財産贈与の面で優遇されがちである。

しかし、現実の「双頭家」では、誰が公式の配偶者であり、誰が住居を共にしているかについて見解の相違を招きやすい。オモフンドロは「悪夢のような、しかし、現実に取り得る例として、男子のいない中国系の正妻、息子を産んで中国に住んでいる中国系の妾、商店経営に従事している息子たちの母であるフィリピン人の『慣習法上の妻』の3人が、相続財産に対する各分節の権利を

主張するといった例があり、このような権利の衝突は、商店経営に打撃を与えかねない」と述べている [Omohundro 1976: 270]。

異母兄弟どうしの相続争いは、家長による補償によってある程度、回避することができる。しかしながら、異母兄弟の間では贈与の調整に限界があり、結局、次に示す例のように華人の相続争いを特徴づける激しい異母兄弟間の争いに発展していくこととなる。

【裁判記録2】 故人は生前、華人系第1夫人側の長女の婿に商店を売却するなど、商店の経営を第1夫人側に委ねるかわりに、フィリピン系の第2夫人とその子供たちには不動産のリース料などを補償していた。にもかかわらず、彼の死後、第2夫人側は商店の経営権を主張し、第1夫人側もそれに応じて、第2夫人側の30万ペソにも及ぶ相続財産に対する彼らの権利を主張した。1審で原告の第1夫人側が勝訴、控訴審で1審判決が破棄された後、双方が上告した最高裁の判決では、第1夫人、第2夫人ともに婚姻を正式なものと認めないこと、華人側の長女の婿に対する商店の売却を認め、相続財産の対象から除くことなどが確認された [SCRA 1988 (vol. 167): 736-750]。

(d) 実子に対する相続分与の除外

華人社会では、女子や養子、非嫡出子などに対する相続が家長の生前贈与によって行われると同時に、前述の事例3に見られるように、商店の「信用」を傷つける怖れのある実子に対して生前贈与を得えないということも起こり得る。

華人社会の商店は「信用」や「面」を通して、相互に関係しあっている。そうしたなかで家長が特定の子供に生前贈与すること——それは世代間における資本と経営権の移動を伴うのだが⁽³⁾——は、誰が彼の後継者であるかを周囲に宣言することを意味する。万一、後継者が「信用」にもとる行為をした場合、商店全体の「信用」が失墜するのである。

このため家長は息子たちへの生前贈与に慎重を期する。そこでは実子と言っても、商店の「信用」にマイナスと判断されれば、生前贈与が行われない。経

営能力の欠如、浪費癖、怠惰な性向、さらにフィリピン人との通婚は、そうしたマイナスの判断材料となる⁽⁴⁾。

以上のようにフィリピン華人社会では、家長による生前贈与の微妙な調整が相続の本質となっている。こうした背景には、①華人社会の複雑な人間関係、②フィリピン国家法、③商業社会の相互依存性の3点が関与している。

①に関して、「男子の養子が実子の出生を導く」という観念や、歴史的な「双頭家」の存在は、長男が養子であるケースや異母兄弟の関係を生み出してきた。②に関して、フィリピン国家法上の相続は男女均分相続を原則としており、また非嫡出子に対する相続も嫡出子と同等に保障している。また③に関して、商業社会における「家」＝商店の財産継承は、商店の「信用」に関わっている。こうした状況に繊細な対応をするために、家長は「生前贈与」というフリーハンドを持つのである。

このようなフリーハンドとしての「生前贈与」は、上位世代が家父長的權威を維持する手段となる。下位世代は生前贈与を通して、上位世代の提示する華人社会の規範や理想像に直面せざるを得ない。いわば生前贈与の調整は、華人社会が下位世代を新たな上位世代に取り込みつつ、世代間の支配従属関係を永続化するプログラムなのである⁽⁵⁾。

(3) 相続をめぐる争い

上位世代による生前贈与の調整は、下位世代の華人の間に相続財産の不均衡をもたらす。こうした不均衡は、減額された側の「信用」に打撃を与えかねない。このため下位世代は法的手段に訴えて直接、上位世代に対抗することもある。先に示した裁判記録1も、そうした例の一つである。またセブの華人社会では、次のような事例が遍く知れわたっている。

【事例5】 ある華人の青年は怠惰で浪費癖があり、またフィリピン司法に精通しているということで悪名高かった。このため青年の父親は彼に対する生前贈与を減額したが、司法に通じた青年は、逆に商店における彼のシェアを要求し

て父親を訴えた。この訴訟の結果、「財産は共有財産である」とする父親の主張は退けられ、青年は父親の財産の一部を獲得することに成功した。その後、息子は商売もそこそこに、賭博などの遊蕩に耽り、財産のほとんどを浪費してしまった。そこで息子は父親の死後、財産を管理していた母親を相手どって、再度、財産を要求する訴訟を起こした。

しかしながら、下位世代によるあからさまな挑戦は、他の華人の非難するところとなる。上の事例も、その典型として華人たちの戒めとなっている。下位世代による直接的な対抗手段は、結果的に上位世代による生前贈与に合理性を与えることになるのである。

むしろ上位世代の権威に対する下位世代の抵抗は、家長などの死後、彼らが新たな上位世代へと統合されるなかに見出すことができる。そこでクローズアップされるのが、生前贈与の結果生じた不均衡を「是正」する手段としての相続争いである。

相続の不均衡には、意図的な贈与の除外の結果生ずる場合もあれば、何らかの偶然によって生ずる場合もある。この不明瞭さが、相続をめぐる争いが発生する前提となる。多くの相続をめぐる訴訟や争いにおいて、相続の不均衡が何によって生じたかは周囲の人間にとって判然としない。このため偶発的に生じた相続の不均衡も、放置すれば、個々の「信用」に重大な打撃を与えかねず、逆に、意図的な生前贈与の調整も、偶発的な不均衡と解釈され得るのである。こうして相続において不利な立場に置かれた者は、商業資本の確保と社会的な「信用」の維持・回復をめざして、不均衡を解消しようとする。あるいは完全な解消には至らなくとも、国家司法への提訴をはじめとした様々な方法を駆使して、相続分与の不当性を周囲に向かって主張するのである⁽⁶⁾。

【事例6】 かつてU家の末子は中国籍であったため、彼に残された財産はフィリピン国籍を持つ長兄の管理下に置かれていた。その後、末子はフィリピン国籍を取得し、財産の取り分を要求したが、長兄は要求に応じようとしなかった。

そこでU家の末子は華字紙に意見広告を出し、紙面において彼自身の正当性を主張するとともに、U家が属する宗親会にこの件での調停を請願した。

相続をめぐる下位世代どうしの争いを通して真に争われるのは、上位世代が企図した生前贈与の枠組みであると考えられる。

相続争いの遠因を家長による生前贈与まで遡って捉えるならば、相続争いが訴訟などを通して顕在化する局面は、それまで下位世代を規定してきた関係が家長の死を境に変化していく局面であると言えることができる。すなわち、それまで家父長的権威秩序のなかで従属的な地位にあった下位世代が、新たな上位世代として、兄弟姉妹や他の華人との対等関係のなかに規定し直されるのである。

相続をめぐる争い——そして、それはとりも直さず遺産相続そのものということでもあるが——とは、下位世代が生前贈与の呪縛から逃れて上位世代に抵抗する事後的な手段であり、「信用」や「面」によって特徴づけられる華人の成人男性（あるいは新たな上位世代）相互の一般的な対等性のなかに、自らを位置づける企てなのである。

4. 結 語

フィリピン華人社会の遺産相続は固定的な「相続慣行」としてではなく、むしろ、世代間関係の政治学のなかに捉えることができる。

華人社会の商店は相互の信用評価を通じて互いに関係しあっている。そうしたなかで遺産相続は世代間における商業資本と経営権の移動を意味し、単に一家族の問題ではなく、社会全体の問題となる。こうして上位世代は生前、相続人を選択して贈与することで、誰が「家」＝商店の継承者かを他の華人に示すとともに、華人社会のあるべき理想像や上位世代の家父長的権威秩序を下位世代に顕示する。一方、下位世代は相続や相続争いを通して、他の華人との対等性を誇示しようとする。このことは同時に、それまで従属的な地位にあった下位世代が、新たな上位世代として、成人男性相互の一般的な対等関係——ある

いは「面」——が維持される関係のなかに規定し直されることを意味している。

ここで家父長的権威秩序と成人男性の対等性は、華人社会の人間関係を規定する相反する規準として世代間関係に作用する。華人社会における上位世代と下位世代は、家父長的権威秩序に基づく相対的な支配従属関係のなかにあると同時に、誰もが同じライフ・サイクルのなかに位置を占めるという意味で対等である。世代間関係に作用するこうした相反する規準は、しばしば本人が期待する華人社会の位置づけと他人が期待する位置づけの間に齟齬を生じさせる。例えば、他の華人との対等性を標榜する下位世代は、しばしば家長（父）に對抗して、実家の財産における彼の取り分を要求するが、そうした行為は周囲の厳しい非難に遭う。上下世代間の軋轢は、ここに生ずるのである。

このような上下世代間の軋轢は、フィリピン華人社会のような移民社会で、とくに顕著であると考えられる。民族誌にしばしば登場する「伝統的な中国農村」と異なり、今日の華人社会には家父長的権威に對抗する様々な手段や権力のソースが用意されている。個人的に獲得される財産や教育、さらに政府との交渉能力（人脈や法的知識）がそれである。

しかし、こうした対抗手段と権力ソースの獲得が、多くの華人研究者が主張するような家族制度の弱体化を招き、華人社会に不可逆的な変化をもたらすかと言えばそうではない。

例えばオモフンドロは、「世代間の意識の垂離がフィリピン国家法の継受によって強化されることで、また、家内部の支配従属関係が弱体化することで、相続慣行の妥協点が探られ、相続をめぐる争いが頻発するようになった」と結論づけている [Omohundro 1976: 271]。しかし、このような上位世代と下位世代の対立は、世代間関係に作用する家父長的権威秩序と対等性の矛盾に基づくものであり、世代交代を経ることによって、新たな世代間関係のなかに再生産される。

上位世代は下位世代に対する優位性を顕示する。それが顕著に現れるのは、生前贈与においてである。しかし、下位世代に対する支配も、死を超越することはできない。下位世代が相続争いを通じて、上位世代との対等性を獲得し、

新たな上位世代となるのはこの局面においてである。こうした遺産相続は世代間の政治学のなかで、世代交代を媒介するのである。

「相続慣行」（として語られるもの）と実際の相続分与の食い違いも、こうした下位世代と上位世代の潜在的な対立から解釈するべきであろう。すなわち、多くの「……すべき」「……すべきではない」という規範的言説がそうであるように、上位世代が「相続慣行」を語ること自体、生前贈与と同様、世代間関係の理念の再生産に向けた家父長的権威の行使なのである。

本報告では、フィリピン華人社会の遺産相続を上位世代と下位世代が織りなす世代間関係のなかに捉えようとした。生前贈与を完了した後に家長の権威がどうなるかといった問題（棄老の問題）や、下位世代が新たな権力ソースを利用する仕方の問題など、残された課題は少なくない。しかし、世代間の政治学のなかに、社会秩序が再生産されていくプログラムを読み解こうという本報告の企ては、華人の法文化、とりわけ法多元主義の問題を動態的に理解する上で、一つの参照枠となり得よう。

【注】

- (1) 本報告のもととなるフィールド・データは1990年、1991年のそれぞれ1ヶ月間、および1993年11月から1996年1月までの2年余りの期間、主としてセブ市において収集された。
- (2) 「双頭家」の語はサルコの記述による [Zarco 1966: 214]。オモフンドロは「イロイロにおける華人の16パーセントが『双頭家』を維持している」と述べている [Omohundro 1976: 270]。また「双頭家」の利点について、レイノルズは経済ナショナリズム政策の圧力をかわし得ること、出入国手続きが簡単になることなどを挙げている [Reynolds 1964: 69-70]。
- (3) 相続人は目に見える形での財産ばかりではなく、父の「信用」やスキ関係（恒常的な商業上の取引関係）といった商店経営に関する目に見えない遺産をも相続する [cf. Davis 1973: 221-222]。
- (4) 実子に相続を与えないことに関しては、華人の包公 (pau-kong) 信仰が関係していると考えられる。包公は宋の時代に実在した裁判官が神格化された裁きの神であり、公正さや両親に対して孝行であったことに加えて、「不正を働く子孫は子孫として認めず、家から追い出し一族の墓にも入れてはならない」と遺言して死んだことで華人の

人気を博している。

- (5) ジャミーソンは清朝中国における判例を示すなかで、ある農民が相続人（兄からの養子）の怠惰な性向を危惧し、財産を剥奪、別の養子に与える手続きを執ったという記録を載せている [Jamieson 1921 : 132]。
- (6) 相続の不当を訴える手段には、噂や怪文書による不正の告発、神や祖先に相手への天罰を祈る「上訴」(siōng-sò) と呼ばれる宗教的な方法などがある。

[参考文献]

(欧文文献)

AMYOT, JACQUES

- 1973 *The Manila Chinese: Familism in the Philippine Environment*, Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University, Quezon City, Philippines.

ANG-SEE, TERESITA

- 1990 *The Chinese in the Philippines: Problems and Perspectives*, Kaisa para sa Kaunlaran, Inc, Manila.

CHENG, GRACE YU

- 1979 "The Chinese in the Hardware Business : Case Studies on Family Firms, " B. A. thesis, De la Salle University.

DAVIS, WILLIAM G.

- 1973 *Social Relation in a Philippine Market : Self-Interest and Subjectivity*, University of California Press, Berkeley, California.

JAMIESON, G.

- 1921 *Chinese Family Law and Commercial Law*, Kelly and Walsh, Limited, Shanghai, China.

JURADO, DESIDERIO P.

- 1980 *Comments and Jurisprudence on Succession*, Premium Printing Press, Manila.

MCCARTHY, CHARLES J.

- 1974 "The Chinese in the Philippines. " In Charles J. McCarthy (ed.), *Philippine-Chinese Profile : Essays and Studies*, Pagkakaissa sa Pagunlad, Manila.

OMOHUNDRO, JOHN T.

- 1976 "Problems in Patrilineal Inheritance for the Philippine Chinese. " *Anthropological Quarterly* 49 (4) : 258-274.
- 1981 *Chinese Merchant Family in Iloilo : Commerce and Kin in a Central Philippine City*, Ateneo de Manila University Press, Quezon City, Philippines.
- 1986 "Social Networks and Business Success for the Philippine Chinese. " In Linda Y. C. Lim & L. A. Peter Gosling (eds.), *The Chinese in Southeast Asia, Vol. 1: Ethnicity*

and Economic Activity, Maruzen Asia, Singapore:

REYNOLDS, HARRIET R.

- 1964 "Continuity and Changes in the Chinese Family in the Ilocos Province, Philippines."
Ph. D. dissertation, Hartford Seminary Foundation.

SEE, CHINBEN

- 1981 "Chinese Clanship in the Philippine Setting. " *Journal of Southeast Asian Studies* 12
(1) : 224-247.

SUPREME COURT REPORTS ANNOTATED EDITORIAL STAFF.

- 1961-1990 *Supreme Court Reports Annotated*. Vols. 1-189, Central Law Book Publishing
Co. Inc, Manila.

TAN-GATUE, BELEN

- 1955 "The Social Background of Thirty Chinese-Filipino Marriages, " *Philippine
Sociological Review* 3 (3) : 3-13.

ZARCO, RICARDO

- 1966 "The Chinese Family Structure. " In Alfonso Felix, Jr. (ed.), *The Chinese in the
Philippines, Vol. 1, 1570-1770*, Solidaridad Publishing House, Manila.

(和文・中文文献)

吳 相湘 編

- 1933 『中國民事習慣大全』 文星書店, 北京。

陳 行德

- 1994 「漫話宿務華人經濟的發展」『商報』1994年1月9日。

フリードマン, M.

- 1987[1966] 『中国の宗族と社会』 (田村克己, 瀬川昌久訳) 弘文堂, 東京 (Freedman,
M. *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung*, London School of
Economics and Political Science, London.)。

宮原 曉

- 1994 「フィリピン華人社会の『家』と商店——スキ関係・『信用』・『面』をめぐつ
て」『社会人類学年報』第19号 91-118頁。